

# 尾道市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年9月25日(木)14時00分～14時50分

2. 開催場所 尾道市役所 2階 多目的スペース1

3. 出席委員 19人(委員総数19人)

会長	18番	金藤 祐治			
副会長	5番	山田 清	12番	村上 智彦	
委員	1番	松浦 徳和	2番	上峠 数博	3番 中司 邦弘
	4番	植原 宗哉	6番	村上 正	7番 中司 善章
	8番	櫻本 訓由	9番	宗 訓親	10番 高橋 泰登
	11番	佐々木 崇	13番	吉原 正紀	14番 松森 智
	15番	中司 睦枝	16番	江田 敏道	17番 米田 健一
	19番	渡邊 直行			

4. 農地利用最適化推進委員の出席 18人(推進委員総数18人)

國近 正有	青山 基裕	迫 勝善	行廣 文徳	深見 和志	檀上 健
金野 省三	小川 隆三	源田 芳教	林原 啓	奥本 浩己	宮地 眞良
須山 猛	柏原 始	藤岡 正宏	向井 猛	中田千種郎	蓼原 勲

5. 議事日程

第1 議案(審議事項)

議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第41号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第43号 非農地証明申請について

第2 議案(報告事項)

報告第38号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について

報告第39号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する受理について

報告第40号 農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認について

報告第41号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

第3 その他

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 高橋 光伸

事務局職員 高橋 知佐子 土本 充 木田 健太 豊田 詞也

## 8. 会議の概要

会 長	あいさつ（省略）
議 長	<p>それでは、議事に入らせていただきます。本日の出席者の報告をさせていただきます。委員総数は19名で、本日の出席委員は19名、定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。</p> <p>議事録署名は19番・渡邊 直行委員、1番・松浦 徳和委員にお願いします。</p> <p>農地利用最適化推進委員は、18名中、出席委員は18名です。</p>
事務局	<p>それでは、議案第40号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。（議案第40号、申請番号138番から150番までを議案書をもとに説明）</p> <p>申請番号138番、権利の種類は売買による所有権移転です 申請地は沖側町の1筆、現況地目は畑、面積は122㎡です。 譲り渡し理由は農業経営の規模縮小、譲り受け理由は新規耕作者としてです。 なお、当該農地では自家消費用のジャガイモや大根などの野菜を栽培する申請となっております。 この申請については、9月4日、山田委員、國近推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号139番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は桜町の1筆、現況地目は畑、面積は165㎡です。 譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。 なお、当該農地ではジャガイモや玉ねぎなどの野菜を栽培する申請となっております。 この申請については、9月4日、中司邦弘委員、青山推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号140番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は原田町小原の8筆、現況地目は田が5筆、畑が3筆、面積は合計で2,147㎡です。 譲り渡し理由は遠隔地につき耕作不能、譲り受け理由は農業経営の規模拡大です。 なお、当該農地の田ではお米、畑では大根などの野菜を栽培する申請となっております。</p> <p>申請番号141番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は木ノ庄町木梨の1筆、現況地目は畑、面積は279㎡です。 譲り渡し理由は農業経営の規模縮小、譲り受け理由は新規耕作者としてです。 なお、当該農地は、栗畑にする申請となっております。 申請番号140番と141番の申請については、9月5日、金藤委員、行廣推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号142番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は浦崎町の3筆、現況地目は畑、面積は合計で1,089㎡です。 譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は新規耕作者としてです。 なお、申請地の大部分が現在かなり荒れて山林化しておりますが、今後整備し、譲り渡し人が栽培していたビワと梅の木を活かす形で、畑に再生する申請となっております。 この申請については、9月5日、高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号143番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は御調町大田の9筆、現況地目は畑、面積は合計で1,654.39㎡です。 譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は新規耕作者としてです。 なお、当該農地では自家消費用のスイカ・かぼちゃ・サツマイモなどを栽培する申請となっております。 この申請については、9月8日、櫻本委員、小川推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p>

申請番号144番、権利の種類は売買による所有権移転です。  
申請地は御調町本の2筆、現況地目は田、面積は合計で1,147㎡です。  
譲り渡し理由は農業経営の規模縮小、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。  
なお、当該農地は、田から畑に整備し、大根・白菜・レタスなどの野菜を栽培する申請となっております。  
この申請については、9月8日、宗委員、金野推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号145番、権利の種類は3年間の使用貸借権の設定です。  
申請地は向東町の1筆、現況地目は畑、面積は282㎡です。  
貸し渡し理由は農業経営の規模縮小、借り受け理由は新規耕作者としてです。  
なお、当該農地では自家消費用の玉ねぎ・トマト・キュウリなどの野菜を栽培する申請となっております。

申請番号146番、権利の種類は売買による所有権移転です。  
申請地は向島町の2筆、現況地目は畑、面積は合計で158㎡です。  
譲り渡し理由は遠隔地につき耕作不能、譲り受け理由は新規耕作者としてです。  
なお、当該農地では自家消費用の野菜を栽培する申請となっております。  
申請番号145番と146番の申請については、9月5日、中司睦枝委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号147番、権利の種類は売買による所有権移転です。  
申請地は向島町の1筆、現況地目は畑、面積は1,144㎡です。  
譲り渡し理由は農業経営の規模縮小、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。  
当該譲受人は、申請地の南側に隣接する農地を令和2年12月25日に売買により取得しておりますが、イチジクの栽培に失敗してすぐに車両置き場として違反転用状態が今日まで続いておりました。  
また、今回申請の農地についても、所有者ではないにも関わらず、同様に車両置き場として使用しておりました。  
しかし、当該地域は農振農用地であるため、車両を移動し、農地に復元するよう指導を続けておりました。  
そして今回、車両を移動したので農地に戻し、柿畑にするという申請となっております。  
なお、譲受人には、農振農用地であることに理解を求め、違反転用のチラシを渡し、罰則の規定について説明しております。  
この申請については、9月5日、譲受人立会のもと、吉原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号148番、権利の種類は贈与による所有権移転です。  
申請地は瀬戸田町名荷の2筆、現況地目は畑、面積は合計で891㎡です。  
譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。  
なお、当該農地では柑橘を栽培する申請となっております。

申請番号149番、権利の種類は売買による所有権移転です。  
申請地は瀬戸田町名荷の3筆、現況地目は畑、面積は合計で1,748㎡です。  
譲り渡し理由は相手方の要望による、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。  
なお、当該農地では柑橘を栽培する申請となっております。  
申請番号148番と149番の申請については、9月10日、佐々木委員、向井推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号150番、権利の種類は売買による所有権移転です。  
申請地は瀬戸田町瀬戸田の2筆、現況地目は畑、面積は合計で654㎡です。  
譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は新規耕作者としてです。  
なお、当該農地では自家消費用のレモンを栽培する申請となっております。  
この申請については、9月10日、植原委員、中田推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号、138番から150番までにつきましては、農地法第3条第2項各号に規定する不許可事例には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

補足説明・意見等のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号138番から150番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長

次に、議案第41号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第41号、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

(議案第41号、申請番号17番から19番までを議案書をもとに説明)

申請番号17番、所在は山波町の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、405㎡の転用計画です。

申請地は市街化調整区域にあり、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地であり、農地区分は第2種農地に該当します。

以降、同様の農地を「その他2種」と説明させていただきます。

転用目的は境内地で、本堂、庫裡、書院、渡り廊下、鐘楼、建築面積611.87㎡が計画されています。

申請人は山波町の宗教法人であり、このたび自身の土地を利用し、境内地として使用したいというもので、都市計画法による開発許可見込みです。

この申請については、9月4日、山田委員、國近推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号18番、所在は西藤町の4筆、地目は畑、農振農用地区域外、合計368㎡の転用計画です。

申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他2種に該当します。

転用目的は宅地拡張で、庭として利用されています。

申請人は、以前から自身の土地を利用し、庭として使用していたというものです。

この申請については、9月5日、渡邊委員、深見推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号19番、所在は向東町の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、474㎡の転用計画です。

申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他2種に該当します。

転用目的は資材置場用地で、事業用資材、車両置場が計画されています。

申請人は、以前から自身の土地を利用し、資材置場として使用していたというものです。

また、本件は、続いて説明します農地法5条の規定による許可申請の申請番号121番と関連するものになります。

この申請については、9月5日、中司睦枝委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。  
補足説明・意見等のある方は挙手をしてください。

5 番委員

17番の件なのですが、これの売買に関する報告がなされていないのだが。

事務局

はい、すみません。

17番の件なのですが、これは、もともとは山波町にお住まいであった方が所有されていた農地だったのですが、令和7年6月2日付で農地法の許可を得ずに売買をしたという経緯があります。

法務局の方でも調べたのですが、登記地目が「山林」であったことと、現況が農地としていえるものではないということで、所有権移転については何も問題なく通ったという経緯があります。

以上です。

5 番委員

簡単な説明だった。  
個人的には17番については、許可したくない。

17 番委員

あなたが許可したくないと言うたら、わしらどうすればいいのか。

5 番委員

18, 19番については承認はするけれど、17番については市の問題が大きい思う。  
農業委員会だけでなくて、土木課が関係していることだから、この問題が解決しないと納得できないものがあるわけよ、地元の間人として。

もう一つ言うてしまうけど、この地域一帯が砂防指定を受けている。そんなところに本堂や庫裡などいろんなものを作るのはおかしいんじゃないかと思う。

これを全部法的にクリアできているんなら、自分1人が反対してもあれなんじゃけど、そこらの問題をきれいに整理しているのかということ。整理されているものがここに出てきているのか、と思うわけなんよ。

事務局

この申請については、農地法と同時に、開発許可の申請と特定盛土規制法の申請を同時に並行してやっているものになります。

今回の審議内容としては、今回の総会の結果で許可をするというのではなく、土木課や建築課など、他課の許可との同時許可になりますので、市の問題などもクリアされた状態で最終的に許可になります。

5 番委員

だったらその時にこれを出してもらいたい。今出さずに。

事務局

一応、関係他法令の方が、開発許可と特定盛土規制法の関係の許可申請が並行して出されておまして、そこで土木技術的な部分で安全性について、審査を受けているところがございます。

そこでもし問題があって、許可にならないような設計とか計画であった場合には、当然この農業委員会の申請についても許可できませんので、安全性に問題がある場合は許可しません。

ただ、他法令の方で安全基準の方で問題がないということで許可になれば、農業委員会の方も併せて同時に許可するというような形になります。

他法令の方が、農業委員会の申請よりも先にもうすでに建築課の方へ先に申請をされている状態ですので、いずれにしてもそちらが許可にならないければ農業委員会の方も許可できませんので、しっかり安全性について建築課の方で審査していただいたうえでの許可となりますので、そういうことをご理解いただけたらと思います。

議 長

この件、法務局は通っている、何のためにここで審議するんかなど。

事務局

登記が「山林」なのですが、現況地目が農業委員会の方とか、資産税課の方も「畑」で登録してありましたので、4条の許可申請ということで手続きをしていただいております。

以上です。

事務局

開発許可の申請を受けている建築課の方からも、申請者に対して4条申請をするようにという依頼があったということです。

- 5 番委員 最初からそういうことを全部説明すればよかったんだ。  
これだけのことを簡単な説明ですまそうとするからおかしいことになる。  
この部分については、市の土木の責任が大きいわけよ。  
そこらの問題をしっかり整理しないといけないと思うわけよ。  
ただ ここで農業委員会でこんなことを言っているのかどうか分からないけど、不可思議なことが多すぎる。
- 事務局 いろいろご心配されていると思うんですが、一応他法令の許可の状況を見ながら、それに  
応じて農業委員会の申請の方は許可するかどうかを判断させていただくということをお願い  
できたらと思います。  
以上です。
- 議 長 法務局の方の手続きも進んでいて、ただ農業委員会としてもこれが農地ということで、審  
議しないといけないが。
- 1 6 番委員 ここで採決するかせんかじゃなくて、局長が言ったように他法令が良しとなったらそれで  
いいのでは。
- 1 7 番委員 こんなのを議案にするから訳分らんようになる。  
農業委員が許可しないと、こんなもの挙げたらいけんわ。
- 7 番委員 すみません、このことについて、自分の経験してきたことから説明させていただければと  
思うのですが。  
都市計画法の許可と農業委員会委員会の4条の許可は同時に許可が出ないと、開発行為は着手  
できない。  
農業委員会が見る部分と都市計画法の開発が見る部分、盛土法を見る部分と部署が全部違  
うので、それが初めて3つ揃えば工事ができるという話になるんです。  
だから、そういったことがあって、農業委員会の担当部署の意見を伺うということで、今  
回4条の議案になっていると思うんです。  
繰り返しになりますが、最終的には皆がマルにならないと実際の工事に着手できない。  
このことだけは皆さんご理解いただければ、農業委員会がOKしていても他の足並みが揃  
わないからできません。
- 5 番委員 それを言ようるわけよ。  
ちゃんと整理したものを持って来ようるわけよ。
- 7 番委員 どっちが先かというより、僕の経験値から言うと、全部並行して動いているわけです。  
必要なところはすり合わせをして。
- 5 番委員 並行して動いてない。今まで別々に動いている。だからこういうことが起こるわけよ。
- 7 番委員 今お話があった道路工事に伴って、残土置き場か何か分からないけど、それが農地になっ  
ていると、詳しいことは分からないから間違ったことを言っているかもしれないけど。  
結局一緒くたになって、最終的には〇〇〇さんが境内地として土地を活用したい、という  
ことが最終目的だと思うんですね。  
  
この場では、繰り返しになりますが、各々の部署の与えられた担当の権限の中でいいか悪  
いか、で、今の開発行為自体は尾道でいえば建築課が掌握して決めるんですが、順番にやっ  
ていくというのではなくて、今までの経過で行くと、各々並行して動いているという、最終  
的にはそれらが一緒くたとなって、申請者として最終的には開発の申請書がOKになって工  
事が進んでいく。  
そういう、私としてはそういう理解なので、今回の申請については議長が言われたよう  
に、他の足並みがそろわなければ、具体的なものは実現しない、という大きな前提がありま  
すので、当農業委員会では農業委員会が左右する問題がなければ、許可見込みということで  
良いのではないのでしょうか。
- 5 番委員 説明はさっき事務局長の説明でいいと思う。
- 事務局 一応、こういう関係他法令が調整区域だとよくあるんですが、こういう申請の場合、例え  
ば都市計画法の許可を受けた後とか言うのではなくて、さきほど中司委員が言われたような  
感じで、同時並行で申請されることが多くて、我々もなるべく同時に進めてくださいねと事  
前相談があれば説明させていただいているので、一応開発許可の関係が申請されている段階  
ですので、農地法の申請の方もさせていただいて、議案に載せるということについては問題が  
ないのかなと思っております。  
以上です。

議長

いろんな意見があつて、申請人の登記もされている、その経緯も説明がありましたが、あまりいいことではない、しかしながら、この土地を農業委員として第4条としての許可、関係他法令があつて、良ければ許可になるということで、いろいろな背景はありますが、今回の農業委員会としての許可決定については、他の部署も関係しているわけですが、それに随従して、採決を取りたいと思います。

採決を取ってもよろしいでしょうか。

(意見なし)

それでは、農業委員による採決に入ります。

申請番号17番から19番までは、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

なお、関係他法令が審査中の案件につきましては、他法令が許可になりしだい、許可決定することといたします。

議長

次に、議案第42号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第42号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

(議案第42号、申請番号118番から123番までを議案書をもとに説明)

申請番号118番、申請内容は売買による所有権の移転です。  
所在は原田町の3筆、地目は田が1筆、畑が2筆、農振農用地区域外、合計2,005㎡の転用計画です。

申請地は都市計画区域外にあり、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、農地区分はその他2種に該当します。

転用目的は太陽光発電設備で、太陽光パネル160枚、発電量49.5kwが計画されています。

譲受人は大阪市に本店を置く、主に再生可能エネルギー事業などを営む法人であり、この度新たに申請地を購入し、太陽光発電設備として利用したいというもので、本件は、FIT制度の対象外の事業となっております。

また、申請地に隣接する農地所有者等に対し、事前説明がなされており、事業に対する同意書が提出されています。

なお、一部には、隣接所有者との接触が困難で未提出のものもありますが、太陽光事業が周辺地域と調和のとれた事業となるよう、申請人に対しては引き続き同意書の徴取に努めるよう指導中であり、今後も指導してまいります。

この申請については、9月5日、金藤委員、行廣推進委員と事務局職員で申請代理人立会いのもと、現地調査を行いました。

申請番号119・120番につきましては、転用目的及び転用事業者が同一のため一括して説明いたします。

申請内容は、いずれも売買による所有権の移転です。

所在は高須町の2筆、地目は田、農振農用地区域外、合計868㎡の転用計画です。

申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他2種に該当します。

転用目的は分譲住宅用地で、住宅4棟、合計建築面積261.64㎡、駐車場各2区画、合併浄化槽各1区画が計画されています。

譲受人は三原市に本店を置く、主に不動産業を営む法人であり、この度申請地を購入し、宅地分譲し販売したいというものです。

申請番号、119・120番については、9月5日、渡邊委員、深見推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号121番、申請内容は売買による所有権の移転です。  
所在は向東町の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、474㎡の転用事案です。  
申請地は市街化調整区域にあり、農地区分は第2種農地に該当いたします。  
転用目的は資材置場用地で、足場や脚立、車両、重機置場が計画されています。  
譲受人は、家業で造園業を営んでおり、申請地を既に資材置き場として利用していたことから、申請に際しては顛末書が添付されております。

また本件は、先ほどご審議いただきました農地法4条の規定による許可申請の申請番号19番と関連するものになります。  
この申請については、9月5日、中司睦枝委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行っております。

申請番号122番、申請内容は贈与による所有権の移転です。  
所在は因島田熊町の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、581㎡の転用事案です。  
申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分は第2種農地に該当いたします。  
転用目的は養蜂場で、巣箱等を置く事業用地になります。  
譲受人はハチミツ等の販売を行う養蜂業を営まれ、申請地で既に養蜂場の事業用地として利用していたことから、申請に際しては顛末書が添付されております。  
この申請については、9月9日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行っております。

申請番号123番、申請内容は売買による所有権の移転です。  
所在は因島洲江町の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、162㎡の転用事案です。  
申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分は第2種農地に該当いたします。  
転用目的は資材置場用地で鉄材、ブロック材置場になっております。  
譲受人は約6年前より既に申請地を資材置場用地として利用してしまいましたが、今回譲渡人に相続登記が完了したことから、売買による所有権移転を行うものです。  
なお、申請に際しては顛末書が添付されております。  
この申請については、9月10日、江田委員、藤岡推進委員と事務局職員で現地調査を行っております。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。  
補足説明・意見等のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号118番から123番までは、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

なお、関係他法令が審査中の案件につきましては、他法令が許可になりしだい、許可決定するこ

議 長

次に、議案第43号「非農地証明申請について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第43号 非農地証明申請について、ご説明いたします。

(議案第43号、申請番号47番及び51番を議案書をもとに説明)

申請番号47番、木ノ庄町木梨の1筆、現況地目は宅地、面積は277㎡です。  
利用状況は、昭和51年頃に倉庫が建築され、現在に至っている状況です。  
農振農用地区域外、第2種農地、都市計画区域外です。

申請番号48番、木ノ庄町市原の1筆、現況地目は原野、面積は76㎡です。  
利用状況は、平成17年以前より耕作を放棄され、現在は雑草等が繁茂し、原野化している状況です。  
農振農用地区域外、第2種農地、都市計画区域外です。

申請番号49番、原田町小原の1筆、現況地目は原野、面積は329㎡です。  
利用状況は、平成元年頃より耕作を放棄され、現在は雑草等が繁茂し、原野化している状況です。  
農振農用地区域外、第2種農地、都市計画区域外です。  
これらの申請の農地については、9月5日、金藤委員、行廣推進委員と事務局職員で現地調査を行い、申請番号47番は宅地、申請番号48番及び49番は原野に判定されました。

申請番号50番、向島町の1筆、現況地目は雑種地、面積は49㎡です。  
利用状況は、平成20年以前より道路敷として利用され、雑種地になっている状況です。  
農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。  
この申請の農地については、9月5日、中司睦枝委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行い、雑種地に判定されました。

申請番号51番、向島町の1筆、現況地目は原野、面積は274㎡です。  
利用状況は、平成9年頃より耕作を放棄され、現在は雑草等が繁茂し、原野化している状況です。  
農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。  
この申請の農地については、9月5日、吉原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行い、原野に判定されました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。  
補足説明・意見等のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号47番から51番は原案のとおり、決定することに賛成の農業委員の方の挙手を  
お願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり決定することに決しました。

議長

次に、報告事項に入ります。  
報告第38号から第41号までを一括して審査を行います。  
質疑のある方は挙手をしてください。

(質問、意見なし)

質疑がないようですので、報告事項を終わります。

以上で、本日の議案の審議ならび報告事項はすべて終了いたしました。

議長

次に、その他に入ります。

まず各調査区での活動状況について報告があれば、挙手のうえ発言してください。

各委員

(活動状況報告：省略)

議 長	次に、事務局より、その他についての説明を求めます。
事務局	(事務局 説明)
議 長	ただいまの事務局の説明について、農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。
事務局	(質疑応答)
議 長	それではこれもちまして、尾道市農業委員会総会を閉会いたします。 閉会にあたり副会長があいさつをいたします。
副会長	長時間にわたり、慎重な審議ありがとうございました。 本日はご苦労様でした。

---